

（一面から続く）
◎健康で幸せに過ごせるま

◆介護老人施設の誘導 上の原地区において、都市再生機構との連携により、平成27年2月の開設に向けた特別養護老人ホームなどの誘導を進めてまいります

◆地域包括ケアの推進 それぞれの地域包括支援センターに配置する職員の増員などを行い、センター機能の充実を図ってまいります

◆周産期医療体制等の充実 強化 産科、小児科の医師の育成や確保に関する実効性のある施策と財政措置、周産期医療体制の機能強化と地域の実情に応じた新生児集中治療施設の整備など、全国市長会を通じて要望してまいります



◎子どもの未来と文化を
はぐくむまち

◆小・中学校の耐震化 第十小学校、小山小学校、南中学校および大門中学校の体育

計画を推進して
いくために

東久留米市の厳しい財政状況にあって、今後の超高齢社会の進展は、経常的な市税収入の減少とともに、医療、介護など社会保障関係経費の歳

出増をもたらします。この歳出増を見据え、継続した歳出構造の改善を進めなければなりません。事業の実施と財源の確保、評価結果による事務事業の精査など、歳出の合理化、最適化を進めてまいります

これまで、東久留米市の歳入の大宗を占めてきた個人住民税が高齢化により減少して

館と下里小学校校舎棟の耐震工事を実施してまいります

◆東中学校体育館 第四小学校跡地に東中学校体育館を新設するための基本設計および実施設計を実施してまいります

◆特別支援学級の整備 25年度に設置する第六小学校および南町小学校に続き、26年度に西中学校に固定学級、久留米中学校に通級指導学級の設置に向けた実施設計を行うてまいります

◆校庭の芝生化 地球温暖化対策などの一環として、第十小学校の校庭芝生化に取り組みてまいります

◆小学校給食の調理業務委託 これまでの三校に加え、小山小学校においても実施してまいります

◆東京国体の競技施設整備 25年開催のスポーツ祭東京2013に向けて、山岳競技のロード競技仮施設の建設工事などを実施してまいります

◆地球環境にやさしいまち

◆家庭ごみの有料化 市民の皆さんのごみ排出者として

おわりに

東久留米市に住み続けたい住んで良かったと市民の皆さんに実感していただけるまちづくりに向けて、「安全」「安心」「健康」「子育て」「まちなみ」「健康」「子育て」「まちなみ」など、社会から求められる、あるいは時代に則した施策を推進する必要があります。これら施策の実現に向けて、あらゆる行政分野の改革改善に取り組み、将来の東久留米市を見据え、自主自立

の意識を高め、公平な負担の確保を図るための有効な手段として、家庭ごみの有料化が必要であるとの東久留米市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ、具体的な方策を検討してまいります

◆ごみ対策課庁舎の建て替えと資源選別場の移転 築後40年が経過したごみ対策課庁舎の建て替えとともに、下里にごまいます資源選別場の移転、業務の集約化を行い、収集業務の効率化と収集体制の見直しによる人員配置の適正化（任用替えによる減員）を図ってまいります

◆放射能対策 市では、市が所有する施設などを対象とした放射性物質除染実施ガイドラインを策定いたしました。今後、市民の皆さんに少しでも安全に、また安心して利用していただくため、ガイドラインに基づいた除染を実施し、必要な対策を講じてまいります。また、市が所有する測定器を市民の皆さんにお貸しし、少しでも不安が軽減できるよう対応してまいります

の活性化など相乗的な効果をもたらすことから、是が非でも企業等誘導の実現に向けて取り組んでまいります

に向けて取り組みを加速させながら、市政運営への信頼を構築し、将来の世代に自信をもって引き継げる持続可能な基礎自治体としての「東久留米」を築き上げていくことに、全力で当たる所存です。

今後市民の皆さん、市議会議員各位のご理解、ご協力を賜りながら、市民生活を守り、安心を与える市政運営が実現できるように努力してまいりますので、一層のご支援などをお願い致します。

固定資産税・都市計画税

◎課税明細書と納税通知書を1つにまとめて送付します

市ではこれまで、固定資産税・都市計画税に関する書類として、課税明細書と納税通知書を分けて送付してきま

たが、住民情報系システムの変更に伴い、24年度から課税明細書と納税通知書を1つにまとめて5月に送付します。

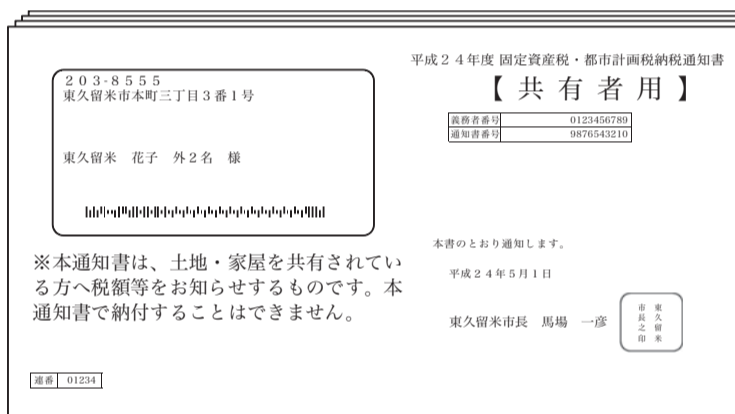
このため、4月には課税明細書を送付しませんでした。ご注意ください。

◎24年度から、固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者用）を送付します

土地・家屋における共有物の納税通知書は、これまで共有の代表者に送付してきま

24年度からは、税額納期限、係数470・7726または同課家屋資産税係数470・7727へ。

24年度固定資産税・都市計画税納税通知書（共有者用）のイメージ



※共有者用の納税通知書は、右上に「【共有者用】」と記載されています。

土地・家屋の評価額などを確認いただくことを目的に、代表者以外の共有者にも共有者用の納税通知書を送付します

なお、この納税通知書（共有者用）でのお支払いはできませんので、ご注意ください。

◎市内の土地・家屋を共有名義で所有している方へ共有物件にかかる固定資産税・都市計画税については、共有者全員で納税する義務を負います。支払いに使用する納付書は、重複納付を避けるため共有の代表者に送付しますので、代表者を含む共有者全員で協議の上、納付してください。

詳しくは課税課土地資産税係数470・7726または同課家屋資産税係数470・7727へ。

詳しくは課税課土地資産税係数470・7726または同課家屋資産税係数470・7727へ。

市税などの納付にご協力ください

3月26日（月）は、国民健康保険第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。詳しくは納税課☎470・7729へ。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ高額な外来診療の窓口支払いが軽減されます

4月1日から、現在の入院療養費に加えて外来診療（調剤・訪問看護も含む）でも、同一月で同一の保険医療機関や保険薬局などでの支払いがそれぞれ「自己負担限度額まで」となります。

【ご注意】この適用ができない保険医療機関などがありますが、その場合は、従来の高額療養費の支給申請により給付が受けられます

◎保険医療機関等の窓口で提示が必要なもの

▼70歳未満の方「限度額

災害になる可能性もあります。清掃車の火災を防止するためにも、スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどは、必ず中身を最後まで使い切つてから、「燃やせないごみ」の収集日に透明の袋に入れ、ほかのごみと分けて出してください。

後期高齢者医療制度

保険料が特別徴収（年金天引き）されている方へ仮徴収を行います

後期高齢者医療制度の保険料は、毎年7月に市民税の所得内容を基に決定します。そのため、特別徴収（年金天引き）で納付している方の4月・6月・8月の保険料は、仮徴収として2月と同額を納めていただきます

国民年金

年金受給者が受けられる融資があります

年金を受給している方は、独立行政法人福祉医療機構から、年金の受給権を担保に生活資金などの融資が受けられます。同機構は、年金を担保に融資ができる唯一の機関として、法律で認められています。融資金額は、次の3つの要件を満たす額の範囲内となります。①10万円②250万円以内の金額③受給し

国民年金

70歳以上で非課税世帯等の方「限度額適用 標準負担額減額認定証」被保険者証

国民年金 70歳以上の方Ⅱ「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」75歳以上の方Ⅱ「後期高齢者医療被保険者証」詳しくは同課国保年金資格係☎470・7732または高齢者医療係☎470・7846へ。